

日本税理士会連合会の概要

日本税理士会連合会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的として、税理士法で設立が義務づけられている団体である。

日本税理士会連合会は、全国15の税理士会で構成されている。税理士は税理士会に所属することが法定されており、会員数は、約75,000人である。



税理士会連絡先一覧

北海道税理士会	〒064-8639 北海道札幌市中央区北3条西20-2-28 北海道税理士会館3階	TEL. 011-621-7101	http://www.do-zeirishikai.or.jp
東北税理士会	〒984-0051 宮城県仙台市若林区新寺1-7-41	TEL. 022-293-0503	http://www.tohokuzeirishikai.or.jp
関東信越税理士会	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル14階	TEL. 048-643-1661	http://www.kzei.or.jp
千葉県税理士会	〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1-16-12 税理士会館3階	TEL. 043-243-1201	http://www.chibazei.or.jp
東京税理士会	〒151-8568 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館	TEL. 03-3356-4461	http://www.tokyozeirishikai.or.jp
東京地方税理士会	〒220-0022 神奈川県横浜市西区花咲町4-106 税理士会館7階	TEL. 045-243-0511	http://www.tochizei.or.jp
北陸税理士会	〒920-0022 石川県金沢市北安江3-4-6	TEL. 076-223-1841	http://www.hokurikuzei.or.jp
東海税理士会	〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル22階	TEL. 052-581-7508	http://www.tokaizei.or.jp
名古屋税理士会	〒464-0841 愛知県名古屋市中村区覚王山通8-14 税理士会ビル4階	TEL. 052-752-7711	http://www.meizei.or.jp
近畿税理士会	〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町1-5-4	TEL. 06-6941-6886	http://www.kinzei.or.jp
中国税理士会	〒730-0036 広島県広島市中区袋町4-15	TEL. 082-246-0088	http://www.chuizei.or.jp
四国税理士会	〒760-0017 香川県高松市番町2-7-12	TEL. 087-823-2515	http://www.shikokuzei.or.jp
九州北部税理士会	〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南1-13-21 九州北部税理士会館3階	TEL. 092-473-8761	http://www.kyuhokuzei.or.jp
南九州税理士会	〒862-0971 熊本県熊本市中央区大江5-17-5	TEL. 096-372-1151	http://www.mkzei.or.jp
沖縄税理士会	〒901-0152 沖縄県那覇市小祿1831-1 沖縄産業支援センター7階	TEL. 098-859-6225	http://www.okizei.or.jp
日本税理士会連合会	〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階	TEL. 03-5435-0931	http://www.nichizeiren.or.jp

平成29年度

税制改正に関する 建議書の概要

税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士法第49条の11(建議等)

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。(※第49条の15により、日本税理士会連合会に準用されている。)

税制に対する基本的な視点

- ① 公平な税負担
- ② 理解と納得のできる税制
- ③ 必要最小限の事務負担
- ④ 時代に適合する税制
- ⑤ 透明な税務行政

建議書の構成

- 中長期的な視点から検討した税目ごとの「I 今後の税制改正についての基本的な考え方」
 - 全国15の税理士会及び当連合会の516項目の税制改正意見から27項目に集約した「II 税制改正建議項目」
- ※本紙では、特に重要かつ早期実現が必要と考える13の「重要建議・要望項目」を掲載(裏面)

今後の税制改正についての 基本的な考え方(抜粋)

中小法人税制

- 中小法人の実態に十分配慮した各種規定の見直し
- 資本金基準と他の指標(従業員数など)の組合せによる中小法人の範囲の見直し

所得税

- 就労促進と所得再分配機能の回復に向けた所得税制の構築と既存の各種措置の見直し

法人税

- 税率引下げによる税収減の補填のみならず、税負担の公平を図るための課税ベース構築を検討
- 確定決算主義の維持、役員給与・各種引当金に関する規定の見直し

消費税

- 単一税率制度の維持
- 請求書等保存方式の維持
- すべての事業者を課税事業者とし、課税売上高が僅少である事業者について申告不要制度を創設

相続税・贈与税

- 延納・物納手続き等の見直し及び周知拡大
- 世代間の資産移転を促進するため、贈与税の負担軽減を検討
- 事業承継税制の適用要件のより一層の緩和

地方税

- 中小法人への外形標準課税の不適用
- 土地の固定資産税課税標準額に係る負担調整措置等の廃止を検討
- 個人事業税の対象事業及び税率の見直し

納税環境整備・その他

- 納税者憲章の制定、税務調査の事前通知の弾力的な運用、加算税制度の見直し
- 社会保険料の事業主負担割合の見直し
- 固定資産課税台帳における法人番号・個人番号の付番促進

国際税制

- 租税条約の拡充による二重課税の排除、不正な租税回避の防止

災害対応税制

- 災害税制に関する基本法の制定

税制改正に関する重要建議・要望項目



日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

最重要建議・要望項目

▶ 「災害税制に関する基本法」の立法化について

災害により甚大な被害が発生した場合、納税者が税制上の取扱いを判断できるよう、震災等の災害に対応すべく各税目を横断的に統合し、災害発生後は直ちに災害税制として機能する恒久法として、「災害税制に関する基本法」を立法化すべきである。その際には、制定の趣旨及び対象となる「災害」の定義を明確にした上で、納税義務及び手続等に係る基本的な取扱いを規定する。

▶ 中小法人税制について

①事業税の外形標準課税は中小法人に適用すべきではない

中小法人は、大法人と比較すると財務基盤が弱く欠損法人割合も高い。外形標準課税は、担税力のない中小法人の経営を圧迫し、さらには中小法人の雇用の維持・創出にも影響を及ぼすことになるため、中小法人に適用すべきではない。

②欠損金の控除限度額の縮減は中小法人に適用すべきではない

中小法人以外の法人について、青色欠損金の控除限度額を所得金額の100分の50相当額まで段階的に引き下げるようになった。しかし、事業基盤の弱い中小法人については、業績回復の阻害要因とならないよう、欠損金の控除限度額に制限を設けるべきではない。

▶ 消費税制について

軽減税率(複数税率)制度は、区分経理等により事業者の事務負担が増加すること、低所得者対策として非効率であること、財政が毀損し社会保障給付の抑制が必要となること等の理由から、単一税率制度の維持を主張してきている。

平成35年10月に予定されている適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス方式)への移行は、すべての事業者の事務に多大な影響を与えることになり、新たな負担により事業者の活力が失われないようにする必要がある。この点については、例えば、請求書等に一定の記載事項を追加することにより、区分経理等は十分可能であるとも考えられる。

事業者の事務負担と徴税コスト等を考慮し、仕入税額控除方式(インボイス方式を含む)、免税点制度等の見直しを含めた消費税制のあり方について検討すべきである。特に免税事業者が取引から排除されることのないよう対策を講じなければならない。

▶ 取引相場のない株式等の評価の適正化について

取引相場のない株式等の評価は、原則として純資産価額方式と類似業種比準方式に基づいて行われるが、適性化を図る観点から早急に見直すべきである。

すなわち、純資産価額方式においては、相続開始前3年以内に取得した土地等と建物等についても通常の評価方法とし、評価会社が退職給付債務を負っている場合は、一定額を負債とすべきである。

また、類似業種比準方式は、評価会社の業績に変動がない場合においても、上場会社(類似業種)の株価等の変動が評価額に影響を及ぼすが、大幅な変動を平準化する措置を検討すべきである。

中小法人税制

1. 中小法人の減価償却方法は定率法と定額法の選択適用を維持すること。(建議・要望項目1)

法人が事業の用に供する車両や機械装置などの固定資産は、通常、早期の経済的価値の減少が大きいものと認められる。また、金融機関の融資期間は法定耐用年数より短い事例が多い。

減価償却方法の定額法への一本化は、設備投資額の早期費用化が抑制されることになるため、設備投資意欲の減退を引き起こす懸念がある。

したがって、中小法人には定率法と定額法との選択適用を認めるべきである。

所得税

2. 役員給与に係る給与所得控除について別途の基準を設けないこと。(建議・要望項目4(3))

役員給与に係る給与所得控除について、一般従業員とは別の基準を設けるべきとの意見があるが、課税の公平の観点から適切でない。むしろ、一般従業員も含め給与所得控除における概算経費部分の水準について見直すべきであり、あえて役員給与に対する課税のあり方を区別する必要はない。

3. 所得控除を整理・簡素化すること。(建議・要望項目6)

所得控除が累次に拡充されてきた結果、所得税の所得再分配機能が低下している。また、働く意欲のある女性や高齢者が活躍できる社会環境の整備と働き方の選択に対して中立的な税制を構築することは、わが国の緊急の課題である。よって、所得再分配機能の回復と就労促進の観点から、税収中立を原則としつつも、所得税制を抜本的に改正すべきである。

(1) 基礎控除・配偶者控除等

所得控除制度全体の見直しの中で基礎控除額の増額を行い、配偶者控除については、働き方の選択に対して中立的で就労に及ぼす影響が少なくなるような制度を検討すべきである。

(2) 医療費控除

医療費控除は、医療保険制度の充実により、その必要性は小さくなっており、廃止を含めた見直しが必要である。当面の見直しとして、担税力の減殺があった場合にのみ適用されるよう、最低限度額を総所得金額の5%とすることが適切である。

(3) 年少扶養控除

子育て世帯を支援する観点から、児童手当のあり方を総合的に見直し、年少扶養控除の復活を検討すべきである。

4. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。(建議・要望項目7)

平成16年度税制改正により、土地建物等の譲渡損益と他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止され、担税力を失った部分にも課税されることになった。また、これによって遊休不動産の売却による流動化が阻害され、経済活性化への一層の足かせとなっている。

したがって、土地建物等の譲渡損益は、適用税率を検討した上で、他の所得との損益通算を認めるべきである。

法人税

5. 確定決算主義を尊重し、損金算入規定等について見直すこと。(建議・要望項目10)

(1) 役員給与

役員給与は職務執行の対価であり、経営者のモチベーションを高めるためにも、恣意性のあるもの、不相当に高額なもの等損金不算入とする役員給与を明示したうえで、原則として損金の額に算入すべきである。

(2) 退職給付引当金・賞与引当金

労働協約や就業規則等により退職金や賞与の支給が明確に規定されている場合は、将来において支出される蓋然性が高く、従業員に対する確定債務的な要素を有している。

したがって、退職給付引当金及び賞与引当金の繰入れについて、損金算入を認めるべきである。

適正な期間損益計算を課税所得に反映させることは、税負担の平準化に有効であり、会社計算規則や中小法人の会計に関する諸規定においてもこれらの引当金の計上が求められている。

(3) 貸倒引当金

破産手続開始の申立て等の一定の事実が生じた個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入率については、実際の配当率等を参考にして、現行の50%を見直す必要がある。

(4) 寄附金

法人の社会貢献を推進するため、特定公益増進法人等や認定NPO法人に対する寄附金の損金算入限度額の拡大を検討すべきである。特に、中小法人の寄附活動を促進するためには、資本金等基準を引き上げることが適切である。

消費税

6. 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。(建議・要望項目13)

基準期間制度を廃止してすべての事業者を課税事業者とし、その課税期間の課税売上が僅少である一定の事業者には、届出書の提出を要件として、申告・納付を不要とする申告不要制度を創設すべきである。

7. 簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。(建議・要望項目14)

簡易課税制度については、のみなし仕入率を引き下げた上で設備投資に係る仕入税額控除を認め、一定の要件を付した上でその課税期間に係る諸届けの提出時期を申告期限までとする。

納税環境整備・その他

8. 個人事業者番号を導入すること。(建議・要望項目22)

法人と個人事業者等の競争の中立性を確保し、その管理等に係る社会的コストを低減するために、個人事業者等については、法人番号と同様に運用上の制限が少ない「個人事業者番号」を導入し、その付番を選択的に受けられるようにする必要がある。

災害対応税制

9. 東日本大震災に係る震災特例法に追加措置を行うこと。(建議・要望項目27)

東日本大震災や今般の平成28年熊本地震のような大規模震災等が今後も発生すると予測されている。現行のように災害が発生してから災害特例法を立法化し対応するのでは迅速性に欠け、税体系としての整合性に欠ける結果を招きかねないことから、税制においても恒久法として「災害税制に関する基本法」を立法化すべきである。

また、東日本大震災については、特に以下の項目について、速やかに震災特例法に追加措置を行う必要がある。

(1) 災害損失控除の創設

(2) 原子力損害賠償制度による損失と収入の平準化等の措置

(3) 東日本大震災復興特別区域法の適用要件の緩和